

第五部 社會思想家の運動

	概説	五六五
第一篇	社會主義的運動	五六五
第一章	社會主義的團體の設立及解散	五六五
第二章	社會主義的團體及個人の運動	五六六
第一節	社會主義的團體の運動	五六六
第二節	其他の社會主義的團體及個人の運動	五六七
第三章	特殊事件	五六八
第四章	學生運動	五七二
第五章	藝術家の運動	五七三
第六章	婦人運動	五七五
第七章	水平運動	五七五
第八章	植民地に於ける運動	五七七
第一節	朝鮮	五七七
第二節	臺灣	五七八
第九章	社會主義的運動の取締及對策	五七九
第二篇	反社會主義的運動	五七九
	第一章 青年團	五八〇
	第二章 國粹團體	五八一

概 説

本年度における社會思想家の運動は大體において昨年以來の諸傾向の延長であり、この趨勢は昭和三年に移るまで別段の變調を見せなかつた。とは云へ、このことは、思想家の運動が活潑を缺いてゐたのではなく、同一の傾向が本年において深刻化せられたことを意味する。その重なる特徴を擧ぐれば、先づ無産政黨の成立後は社會思想家の大部分及びその活動が益々政黨的雰圍氣に吸収され、政治運動に糾合せられて行つたことである。これは、一面においては從來の社會思想家の思想的運動が政治的事象への合流を通して實踐に下ろされつゝあるわけであり、他面において從來一般に社會批判へ向けられてゐた思想家の鋒先がいまや政黨運動自身への批判に向けられるか、若くは政黨的見地に立つ政治批判に向けられるといふ現象を結果した。この現象は、昨年來著しくなつた學生社會科學運動と結び合ひ、こゝに左翼陣營を繞る所謂『理論闘争』となつて本年の論壇を風靡することゝなつた。

思想家團體においても、同じく上述の傾向の結果として、政黨から獨立して活潑なる行動をとるものは次第に少なくなり、たゞ直接に政治運動に吸収併合せられざる文藝家乃至藝術家の領域及び新興婦人團體においてこれを見るに過ぎなかつた。所謂プロレタリア文藝諸團體の離合聚散と婦人同盟の

簇生とが人目を引いた所以である。

第一篇 社會主義的運動

社會主義的運動の主流は何といつてもマルキシズムである。殊にレーニニズムは、就中その尖端を占めてゐる。本年度の店頭を賑はしたマルキシズム、レーニニズム關係翻譯著作の洪水的出版が一面から如實にこれを物語つてゐる。

しかし全運動が所謂政治的闘争に向つて展開されるとも、理論的運動も勢ひ現實的具體的問題を追ひ、同時にその理論は漸く細密に入りかゝつた。日本現段階論を中心に花々しく開展された所謂理論闘争が即ちそれであり、その結果は日本現代の社會的政治的地位の認識にとつて一段の進境を齎らしたものと見得るであらう。

かくして本年度においては、無政府主義的運動は愈々沈滞し、殆ど何ら表面に表はれた行動を見せなかつた。

第一章 社會主義的團體の設立及解散

社會主義的團體は、概説に述べた事情から、既成のものは既に無産政黨運動に吸収されてゐる有様であるから、この意味で解散すべきものは既に解散してをり、新たに設立される

ものも亦従つて見られなかつた。全國無産青年團體聯盟協議會、惡法反對全國無産青年團體協議會等の一時的過渡的のものを除くほかは、各地方に無産青年同盟の支部發會を見たに過ぎない。そこで、本年において設立分解の變化を見せた主なる團體としてはプロレタリア藝術家團體と漸く階級的運動へと轉向しつゝある新興婦人團體とであるが、それらに就ては夫々の章において之を述べる。

第二章 社會主義的團體及

個人の運動

第一節 社會主義團體の運動

一 無産青年同盟

無産青年大衆の組織を目的とする無産青年同盟は、五月十二日大阪中央公會堂において第一回擴大中央執行委員會を開催した。各地方代議員の出席三十餘名、「對支非干涉運動に關する件」を當局の注意により撤回した外、左の諸件を協議した。

▲運動方針テーゼに關する件 ▲綱領改正に關する件 ▲規約改正案承認に關する件 ▲青年請願運動の積極的開始に關する件 ▲團體聯盟に關する件 ▲組合同盟青年前衛隊に關する件 ▲議會解散請願運動支持に關する件 ▲青年訓練所對策の件 ▲全國大會開催に關する件 (本年

十一月、大阪市)

尙ほ十二月一日には本同盟主催のもとに全國に兵役短縮デモが催されたが、十一月二十日、二十一日東京明治會館でその協議會が開かれ一年兵役の即時實施が可決された。

右のほか九州地方聯盟の創立大會が四月十八日福岡にて盛大に舉行されたのを筆頭として、左の如く支部創立その他の活動を見た。

▲無産青年同盟奈良縣地方聯盟創立大會——三月二十一日▲無産青年同盟東京支部第二回大會——四月三日▲無産青年同盟兵庫縣支部臨時大會、政治運動に邁進を決議す——四月二日▲無産青年同盟山形縣支部を山形市にて發會——七月三十一日▲神戸市支部準備委員會八月二十九日▲日支朝鮮無産青年同盟主催懇親會神田錦町にて(解散檢束者多數)——九月四日

二 黒色聯盟

アナ系の組織的團體としての黒色聯盟は、昨年發會式當夜から所謂銀座暴行事件を惹起して以來、殆ど計畫的の活動を見せなかつた。銀座暴行事件は本年四月十五日東京地方裁判所で判決言渡があつた。

▲社會問題批判演說會(岸和田市)——八月▲サッコ、ヴァンセツチ死刑反對演說會(黒色聯盟その他十一團體國際彈壓防衛委員會、關東黒色聯盟、自由聯合會他十團體主催)石川三四郎氏外多數檢束者を出す——八月▲黒色青年聯盟演說會(盛岡)——十一月

第二節 その他の社會主義的團體及個人の運動

本年度におけるこの種の運動の主なるものは左の如くである。

▲『福岡地方無産團體協議會』——四月一日福岡市において上海陥落記念祝賀會を開き、支那國民軍に對し祝賀決議文を送つた。▲『山東出兵反對民國學生の運動』——六月十一日、九州大學留學生、中國々民黨北九州支部、六高留學生等は示威運動を行ひもしくは宣明書を配布し反對運動を試みた。▲『石川縣無産者協會』——無産大衆の政治教育、社會科學の研究、無産者相互の共濟事業、等々を旗印として七月七日金澤市に發會。▲『東京社會科學研究所』——尾高朝雄氏後援、大塚金之助、岩崎卯一氏等を主任とし東京駿河臺に九月一日より開設、但し實際運動をはなれて純學理的研究を標榜してゐる。▲『福本和夫氏の入露』——極左翼の理論的指導者福本氏は四月入露を傳へられたが、十一月頃その歸國が傳へられた。▲『大杉榮氏追悼會』——九月十六日、京都、廣島等において黑聯系の團體によつて催されたが、いづれも檢束者を出した。▲『露國革命記念』——十一月七日のロシア革命十週年記念は各無産政黨、各無産團體の主催のもとに東京、京都、大阪、神戸、名古屋をはじめ全國重要都市及び各地方において一齊に演說會、茶話會その他盛大なる催があつたが、開催以前から官憲の警戒甚しく記念日前後にかけて各地とも多數の檢束者を出した。尙ほ當日反動團體も共產黨抹殺デーを行ひ、

各所に活劇を演じた。

この他、本年においては農村青年、女工、鐵道從業員等の間の秘密結社、所謂不穩文書配布等々の事件は實に多數に上つてゐるが、こゝには省略しておく。

第三章 特殊事件

社會主義的運動として特に世人の注目を引いた諸事件をこゝに一括することゝなつてゐるが、本年度においてはこの種の事件は少かつた。

▲『北海道集産黨事件』——本件は、稚内鐵道官舎機關手松川泰助、淺茅野驛貨物係石井長次、稚内郵便局事務員中山茂等を主謀とする稚内機關庫從業員等數名が各自に連絡をとり、新藝術協會といふ名稱のもとに私有財産制度否認の目的をもつて秘密結社集産黨を組織し赤化思想宣傳を行ひつゝあつたと稱するもので、十一月以來全道的に捜査を行つた治安警察法違反被告事件である。旭川地方裁判所の豫審決定書によつて事件の内容を窺つてみれば次の如くである。『淺茅野驛貨物係石井長治、雜誌プロレタリア藝術記者松崎豊作、日本農民組合北海道聯合組合事務所書記北村順次郎、名寄町機關手濱野勇一、同町機關助手佐藤鐵之助、士別町味噌醬油釀造業村山政義、同町拓銀派出所足利定雄、同町帝室林野局出張所小使奥山正二、稚内郵便局事務員中山茂、札幌鐵道局樞機關手松川泰助、野付牛町活動寫眞説明者藤田永伯——右被告人石井、松崎、北村、濱野、佐藤、村山、足利、奥山等は孰れも名寄新藝術協會員（村山、足利、奥

山は支部獨立の結果士別新藝術協會員となる)にして、マルクス正統派に屬するマルクス主義者なるところ被告人石井、松崎等は昭和二年七月頃より協會附屬の支部を獨立せしめ協會となし右協會を統一すべきマルクス主義の團體を組織せんとして屢々協議を進めたる結果、同年八月二十七日名寄町新藝術協會第四回總會を開催し、士別支部及稚内支部を新藝術協會となし、終了後同日被告人石井、松崎、北村、濱野、佐藤、村山、足利、奥山等は増田博、井上雪雄、島山正隆、遠藤柳二、中根菊雄、海野吉之助等と共に名寄町名寄新藝術協會事務所に集合して、マルクス共産主義を實行し我國に於ける私有財産制度を認めず總ての私有財産は之を公有となし、産業機關を社會の經營に移行して共産制の社會を實現すべく所謂私有財産制度否認の目的を以て黨の組織を黨活動機關に基き幹部獨裁(中央執行委員會獨裁)とし、黨大會、黨地方協議會、本部常任委員會、黨協議會に集産黨協會、新藝術協會、無産者協會、農民協會等の機關を置き、更に協會の下に労働班、農民班、市民學校班等を設け行動戰術としてフラクション運動の形態を執行、中央執行委員會の決議により黨地方協議會黨協議會各班に順次指令をなし、最下層團體をしてその指令に基き無産階級を共産主義者に教化し團體を組織せしめ、順次フラクション形態により大衆を共産主義者に誘導獲得し政治闘争をなすべく秘密結社集産黨(黨員氏名、宣言綱領は追つて決定する事とし)を組織し……たるものである。

第四章 學生運動

學生運動は日本社會科學聯合會を中心部隊として兩三年來有力に展開され、わが思想運動における最近の著しい特徴を形成してゐたのであるが、遂に一昨年末の學聯事件を轉期として當局の大彈壓の下に立つに至つた。殊に昨年以來當局が執つた全國各學校の研究會に對する學生聯合會脱退強要、研究團體組織の自由制限、岡田文相内訓五ヶ條、等々の彈壓によつて、社會科學聯合會は表面上全く解散の有様となり、同時にこの種學生運動は悉く潛行的状態に没入してしまつた。本年に入つてもこの大勢は變らず、その學校における自治的行動に對してすら當局は依然所謂學生赤化の名を以て抑壓を加へたが故に、學生運動は殆んど公然の活躍を試みる事が出来ず、表面上は僅かに社會科學講演會、政治批判演說會等に氣勢をあげたに止まつた。

一 學 聯 事 件

京都學生事件又は京大事件と呼ばれて一世の視聽を集めた學生社會科學聯合會に關する治安維持法違反、出版法違反、並びに不敬罪被告事件の公判は、四月四日より十三日間に亘り京都地方裁判所において審理が續けられた。被告等は異口同音「學徒としての研究に過ぎない、法に觸れるものでない

と主張し眞摯なる學生運動の態度を訴へたが、同月三十日左の如き判決が下された。尙ほ判決を受けた被告三十七名は即日控訴の手續を取つた。

【判決】太田遼一郎以下十二名にかゝる出版法違反と石田英一郎の不敬罪は審理の末特赦となり免訴の言渡しがあり、三十八名全部は治安維持法違反として

(禁錮各一年)太田遼一郎、永井哲二、武藤丸楠、白谷忠三、黒田久太、古賀二男、黒川健三、小崎正潔(禁錮各一年半)大橋積、鈴木安藏、逸見重雄、鷲谷武二、熊谷孝雄、宮崎菊次、大浦梅夫、原田耕、蓬臺恒治(禁錮各二年)實川清之、松本篤一、野呂榮太郎、衣谷賀眞、秋笹正之輔、橋本省三、泉隆、栗原祐、藤井米三、内海洋一、上村正夫(禁錮各二年半)淡徳三郎、岩田義道、石田英一郎、山崎雄次(禁錮各三年)是枝恭二、村尾隆男、清水平九郎、後藤壽夫、

右の中執行猶豫(全部二ケ年)のものは、太田、白谷、黒田、熊谷永井、衣谷、逸見、古賀、原田、黒川、小崎、蓬臺、武藤、松本、秋笹の十五名である。

【判決理由】(大要)『……これが學生の中、現在經濟組織社會制度の缺陷に思を致し、現時の學校教育にあきたらず、社會現象の科學的認識によりその合理的解決の方法を求めんとして社會科學の研究に志す者輩出し相集まりてその研究團體を組織し、以て無産階級の解放に資せんことをはかり、茲にはゆる學生社會科學運動の發生進展を見るにいたり、日本學生社會科學聯合會は、これ等同志の相集り一般社會科學の研究促進およびその普及を計る目的を以て

第五部第一篇 社會主義的運動

組織せる各大學および専門學校に於ける研究會の全國的聯合會にして、便宜上全國を分ちて關東、關西、東北の三地方聯合會および本部直屬の聯合會とし、各研究會の選出にかゝる代議員を以て最高の決議機關たる總會を構成し、各地方聯合總會の選出する中央委員より成る中央委員會を以て各聯合會の聯絡を掌り、以つて全國的に統制ある組織團體なるところ、大正十三年九月東京帝國大學第三學生控所においてその第一回全國大會を、大正十四年七月十六日京都帝國大學々生集會所において第二回全國大會を各々開催し、殊に右第二回大會においてはその大會テーマにより過去の運動の經驗を批判すると共に將來の運動の一般方針に關しわが國社會生活の現勢をいはゆる帝國主義時代にありとなし、學生社會科學運動の目標は當然社會科學の研究普及ならびに、社會科學研究會の存立權の主張にあることを聲明し、その任務として會員はマルクス主義を指導精神とし、科學的社會觀の明確なる修得、その普及ならびに無産階級運動に貢献し得るもの、養成訓練に努め、一般學生の資本家的觀念を徹底的に批判し、以つてその反動化を防止し、更に研究會擴張と緊密なる組織の統一を計り、進んで無産階級の教育に従事し、以つて無産階級運動の一翼としてその解放の促進を期すべき旨を明確にし自來その方針に基きて活動し、大正十四年下半年當時にありてはその加盟校五十九校會員數千六百名を算するの勢力を有する團體たるものとなり、而して被告人等(正夫を除く)前記各大學専門學校の學生にして大正十四年六月以降同年十二月に至る當時、各當該學校研究會(東大においては新人會と稱す、なほ被告人恒治は關西學院研究會に屬す)の會員または會友たり、いづれも各地方聯合會におけ

る中心人物として全國又は地方的に指導的地位にあり、各自マルクス主義者レーニン主義者を以て任じ、同主義を指導精神とし、帝國主義時代に於ける我國無産階級運動の一翼としてその解放運動に従事し左記の行動(検事の公訴事實と同様)におよびたるものにして、被告人らはいが國現時の社會生活が資本主義崩壊の必然的運動の中において資木家對無産者階級の階級闘争の決定期にありとなし、マルクス主義レーニン主義を指導精神として無産階級の解放をはかり、以て共産制社會の實現を期し革命的理論なくして革命的行動なく、大衆の把握せられたる革命的理論は革命運動における物質的權力の要素にして階級闘争の決定的勝利を確實にする新社會建設の要具なることの信條の下に、専ら共産制社會建設者としての無産大衆獲得のためにする有能なる組織者、理論的把握者の養成訓練と無産大衆に對し階級闘争の指針としての革命的統一的理論、マルクス主義、レーニン主義を知得せしむるためその教育教化の方針およびその具體方法に關し協議したるものにして、即ちわが國體の變革および私有的財産制度否認の目的を以てその目的たる事項の實行に關し協議したるものなり……」

この事件に對する實際運動は既に昨年檢學以來、檢學學生自身をはじめ、父兄會その他思想團體からなる後援會等によつて、學校當局に對する請願運動、寄附金募集、批判演說會等が催されてきたが、公判前後においても批判演說會は關西自由獲得同盟主催(大阪)勞農黨主催(東京)日本學生社會科學研究聯合會主催(東京)によつて催された。また六月鹿兒

島市においては學聯學生數名が七高および高農をはじめ市内各所にて學聯事件判決に對する反對聲明書を撒布し、ために七高、高農の社會科學研究會は判決反對運動への參加應援を決議した。

尙ほ本事件被告等はその後協議の結果、從來その後援を受けてきた父兄會とは絶縁し、同時に非左翼的辯護士の辯護を拒絶し、辯護士の人選を新にし、被告學生等の自治によつて一切の控訴公判の準備を進めた。

二 社會科學運動

本章冒頭に叙べた如く、本年においては彈壓の重石の下に幾度か挽回の氣勢を示しはしたが結局大勢は盛返すことができなかつた。いまこゝに報道を得た重なる活動を列挙するに止めれば、左の如くである。

▲東大社會科學研究會は從來學友會中央部直屬であつたが「文化科學部」の名を以て獨立した(五月) ▲京大學生社會科學研究會は三條青年會館で既成政黨批判演說會を開いた(九月) ▲同上研究會主催社會科學講演會(十月) ▲京大社會科學研究會は同會を京大學友會の一部とする計畫實現に活躍した。尙ほ同研究會總會にて、一、河上肇博士の主宰する經濟批判會を積極的に支持すること、一、我國の無産者新聞を積極的に支持すること。一、社會科學研究の普及と日本社會科學研究會に加入することを京大總長に請願しその目的貫徹を圖ること、の三項を可決し、荒木總長に右決議文を手交した(十月) ▲

全日本學生社會科學聯盟主催の社會科學講演會は神田青年會館にて第一回を九日、第二回を十三日に開催したが、兩回とも開會後直に解散され、學生數十名の檢束者を出した。勞農黨はこのため内相外二當局に抗議文を手交した(十月)▲東北帝大學友會委員選舉に際して社會科學研究團體への會費支給が選舉題目として提議された。(十月)▲京大社會科學研究會は臨時總會において、岸學生監及び絹笠屬の自決を求めるの件、學生監督機關に學生代表を參加せしめる件、思想取締制度撤廢の件、を決議し決議文を總長に提出した。(十一月)

而してこれらの運動に對する當局彈壓の目立つたものを拾ひ上げてみれば

▲東北大學では社會科學研究に對する取締條項並びに同項違反考慮罰方法を規定した。(一月)▲栗屋文部次官は次官會議において學生の社會科學研究傾向を報告し、二高、五高、松江、福岡等におけるこれら社會科學研究會員學生の手によつて全校赤化隱謀、校友會乘取策等種々の企畫事實ありとし、二高事件も亦これと關聯ありと説き、二高の自治的運動に對する不當の彈壓と見られて可成の問題を惹起した。(六月)▲九大法文學部では從來屢々學園内に刑事の姿を見、講義にスパイをいれてゐるといふ噂があつたが、その矢先き水平社事件批判演說會で一學生は刑事の暴行に逢ひ、こゝに警察壓迫問題は愈々具體化し學生と福岡署との確執となつた。(六月)▲一高生二名共產主義宣傳の嫌疑で突然停學處分を受けた。(六月)▲明治大學社會科學研究會は適當の指導教師なきと校風に反するとの理由で

解散せられた。(六月)▲東大では新人會主催ロシア革命十年記念講演會案内ビラを校門内で撒いてゐた二學生が門外で警戒中の刑事數名に檢束された。(十月)

三 學生自治運動

學生の自治運動は直接社會主義運動と關聯があるわけではないが、それらは多くは反動的な學校當局や傳統的專制に抗して起される學生の自由獲得大衆運動と目すべきであるから、こゝに記載することとする。本年中その主たるものは二高事件である。

▲二高事件——二高學生は寄宿舎改善要求に對する學校當局の拒絕に端を發して六月十五日在仙先輩を加へて學生大會を開き、一、校長は濫りに吾々を壓迫し人格を無視し吾等の自由を束縛す。一、校長は尙志會長の職權を濫用して尙志會の發展を妨ぐ。一、校長は明善寮の歴史を破壊し綱領を蹂躪して吾等の自治を許さず。

一、校長は就任以來二高四十年の光輝ある傳統精神と相容れず。右は吾等二高生の到底忍ぶ能はざるところなり依て茲に斷然校長の自決を促すものなり。以上四項の校長彈劾決議をなし右決議文を岡野校長に手交したが、校長は受取る理由なしとして確答を與へず、翌十六日全校生徒は學校當局の反省を促すべく盟休状態に入るに到り、東大、東北大の二高同窓會も生徒側を積極的に援助し、生徒側は益々結束を固くした。文部當局はあくまで校長を支持し生徒に對して高壓手段を取るのみならず同運動が赤化運動を背景にするてふ無根の

嫌疑を發表して事態を益々紛糾せしめた生徒側はどこまでもその自治擁護なることを聲明したが當局も愈々硬化して譲らず遂には父兄保證人會も校長の態度に憤激するに至り、流石頑強の校長も卒倒病臥し遂に一度は時局收拾の不可能なるを見て辭意を漏しさへした。

かくて學校當局が次第に不利の地位に立つに至つて、二高同窓會、父兄會の調停により、學生側は大體所期の目的を達したものと見、相當議論の末校長彈劾の意志は捨てざるも問題解決のため彈劾文を取消し謝罪することとなり、學校當局は之に對し軽い訓戒處分に附することとし、二十七日に至り十三日間に亘る盟休事件の幕をとじた。

▲六高ノート教授改善運動——岡山六高文科二年生三十六名は現行教授方法のノート筆記制度が教育の眞髓に悖ること甚しとして改善期成同盟會を組織し全校生徒の賛成を求め六百名以上の共鳴者を得て近く學生大會の決議をもつて學校當局に迫るべく計畫中、學校當局は學生が結束して宣傳文を配布するは事の善惡に拘らず過激であるとの理由で高壓的に解散を命じたが、生徒側は激昂し十一月十四日以後益々反對運動を試みつゝあつたところ、十二月に入りその主謀者の放校處分を見て以來、東大京大の應援を得て更に結束を固めて秩序的運動を開始した。當局も次第に折れて生徒の最も感情を害してゐた高橋教授の態度は改まり將來の方針を聲明し、次に辯論部彈壓も爾今やらないことが聲明され大體生徒側の要求は容れられたが、その後生徒側の結束も次第に亂れ退校處分取消し問題の如きも自然消滅的の有様となつた。

▲その他、二月には早稲田大學において學生退學處分から發端して

一部の盟休事件があり、關西學院においても十月二十六日專斷と見られた宮島専務理事教授排斥盟休事件があつたが、十一月三十日同教授の辭職により事件は解決した。

第五章 藝術家の運動

社會主義的團體として、無産階級運動の一翼として、特殊の活動をなしつゝあるものにプロレタリア藝術運動がある。無論、この種の藝術家の運動は今日に始まつたものではないが、本年度におけるその進展には目醒しいものがあり、所謂對立闘争の展開の中にこの種運動の歸趨に對する漠然ながらも一つの輪廓を與へんとしてゐる。しかし、それら諸團體の無産階級運動としての積極的な業績に至つては未だ多くを期待することはできなかつた。即ち本年度における業績としては、たゞ一つ演劇運動ありといふべく、『前衛座』『プロレタリア劇場』が農民労働者階級に入り込んで行つたこと、かくしてプロレタリア藝術と労働階級との接觸に貢獻あつたことは之を認めねばなるまい。創作活動としては特に取り立てゝいふほどのものはなかつた。

そこで本年度を特徴づけるものは、それがプロ藝術陣營内部の分裂闘争時代であつたことである。大勢としてプロレタリア藝術もマルクス主義の上に立つてゐる。本年四月、從來の『プロレタリア藝術聯盟』から多少非マルクス主義的色彩をも

つ混成體が分離し「日本無産派文藝聯盟」を組織した。その標榜するところはプロ藝聯盟が文藝本來の意義を没却して政治經濟運動の道具たらしめようとする態度を排して、「黨派的文藝と抗争し」捉はれざる正當無産階級文藝の獨立發達を期す」といふもので雑誌「解放」を機關紙として進出したが、非マルクス主義の混成團であるだけにその後尖鋭的な活動は見られなかつた。而して六月、同じく「日本プロレタリア藝術聯盟」から更に「文藝戦線」の一派より成る「勞農藝術聯盟」が分裂した。後者が脱退理由として主張するところは、藝術運動を無産階級運動の一翼とは見るも藝術運動の獨立なる特殊機能を認めねばならぬといふにある。前者は、之に反して、藝術を無産階級運動の直接の武器たらしめんとするにある。更に十一月、勞農藝術家聯盟から「前衛藝術家同盟」が分裂し、雑誌「前衛」に據つた。尙ほ年末には日本無産派文藝聯盟は日勞黨直接支持の條件を拒むと同時に雑誌「解放」と別れるに至つた。かくて四藝術團體の並立のうちに、主潮は同じくマルクス主義文藝を標榜するプロ藝對勞藝の對立によつて導かれてゐたが、本年中においては未だ合同の氣運は動かなかつた。

尙ほ一般文藝家の運動としては、續出する發賣禁止や直接には各地における前衛座上演禁止に刺戟されて檢閲制度改定期成同盟を組織したことであり、文藝家はこれが先頭に立ち調査宣傳等に畫策した。その九月二十八日幹事會における要

求事項の決議は左の如くである。

- 一、出版法、新聞紙法、興行法、興行取締規則の改正。一、檢閲機關へ民間代表の參加。一、不當處分に對する簡易敏速なる救濟方法
- 一、内閣制度の復活。一、削除或は禁止の場合における理由の公表

第六章 婦人運動

婦人運動の趨勢は、本年において著しい轉回期に入つたと云へる。從來のわが婦人運動が、可成に高踏的にして且微溫的な婦權擴張運動、具體的には參政權獲得の運動に終始し、その運動に經濟的基礎を缺いてゐたのに對し、漸く階級的經濟的地盤の上に立て從來の對男子問題に發足する觀念的目標を排棄せんとする傾向が前進して來た。即ち婦人運動の社會主義運動への轉向であり、具體的には婦人同盟の創立となつて現はれてゐる。この結果、從來のブルジョア的既成婦人團體のこれら新興團體に對する態度は今後問題視されるであらうが、既に婦選獲得同盟においては婦人同盟最右翼との合同の意見さへあり早くもその悩みを漏してゐる。

一 既成婦人團體

こゝに婦人團體として一括するのは從來の非階級婦人團體で、婦選獲得同盟、婦人參政同盟、日本婦人參政權協會、並びに全關西聯合婦人會、東京聯合婦人會等であり、最後のもの

を除く外は主として婦人参政権の獲得を主たる目標とし昨年度までわが婦人運動の主流を構成してゐたものである。本年中活躍したものは獲得同盟、参政同盟、全關西聯合の三者で、殊に全關西聯合婦人會は公民権、結社権、婦人選舉權に關する三案の提出を第五十二議會に運動したが、効果はなかつた。

尙ほ同會は十一月大阪において例年の如く大會を開催し、先きに提出の三案及び貞操に關する刑法改正、滿二十五歳禁酒法案の提出を次議會に運動することを可決した。婦人参政同盟の本年度の仕事としては三月婦人辯護士制度の請願が一致可決されたことであり、而して年末政治期に入つては婦選獲得同盟参政同盟、いづれも例の如く参政運動を繰返へした。

二 新興婦人團體

上に述べた如く、既成婦人團體が對男子問題てふ觀念的目標に發足する運動を惰性的に繰返してゐる間に、新興階級の地盤から力強い婦人運動が漸くにして目醒めてきた。それは單に無産婦人運動に止まるものでなく今後のわが婦人運動一般の歸趣を示すものゝ如くである。

夙に全國的の一大共同戦線として組織計畫中であつた婦人同盟は、六月十九日の創立大會を前にして準備委員間の兩翼的對立の爲に脆くも破綻し、結局分裂のまゝ關東婦人同盟、全國婦人同盟、及び労働婦人同盟の創立を見るに至つた。

關東婦人同盟——七月三日、東京本郷青年會館において創立大會を擧げた。參加團體は職業婦人社、婦人労働協會、婦選獲得同盟、公娼廢止同盟、婦人市政研究會、婦人参政同盟、未來社その他の有志者、労働組合婦人部からは組合同盟、市電自治會、日本俸給生活者聯盟、組合評議會等の有志者で、代議員約百五十名であつた。議案は宣言、綱領、規約を始め次の十二項である、一、政黨加入の自由婦人参政権の獲得。二、男女不平等法律の撤廢。三、深夜業坑内労働の禁止、四、寄宿舎制度の改正。五、前借年期制度の改正、六公娼制度の廢止、七教育の機會均等、八、男女不平等賃銀の撤廢。九、家庭に於ける封建的束縛の解放。一〇、兒童保護に關する件。十一、産前産後の休養及無料産院の設置。十二、全國同盟組織促進の件。全國婦人同盟——十月二日芝協同會館にて創立大會舉行。關東婦人同盟の左翼的精神に對し、これは中間派的立場をとり先づ婦人啓蒙運動より始めんとするもので、綱領に曰く、「一我等は我國の國情に即し婦人の特殊なる地位に應じてその向上と智能の啓發を期す。一、我等は團結の力により着實なる手段により凡ゆる不合理なる婦人の隷屬的地位の改革を期す。」

尙ほ創立後第一回擴大幹事會において日勞黨支持を決議し、十二月十八日より一週間「徹底普選獲得及び婦人の夜業即時禁止」のモットーの下に街頭宣傳婦人解放デーを催した。本年末までの支部創設は約三十にのぼつてゐる。

労働婦人聯盟——七月十日労働總同盟内に設置、極右的のもので婦人労働組合員の教育を標榜し、具體的には毎月研究會を開く。

尙ほ十二月に入つて關東婦人同盟を中心とする左翼派の全國的婦人同盟が計畫され、その組織準備委員會は十四日芝協調會館において開かれた。社會民衆黨關係で前記關東、全國二同盟に對抗する社會婦人同盟が計畫されたが年末までには發會せられなかつた。

第七章 水平運動

本年度の水平社運動は無産青年同盟一派による左翼的政治行動への進出が漸く行詰り、こゝに組織の根本的改造を前にして一應頓挫の状態に陥つた。もとより南梅吉氏一派の日本水平社の創立(一月)による反動化は殆んど大勢に影響するところはなく、僅かに群馬縣水平社の看板塗替に終つたが全國水平社の活動は全く活潑を缺いてゐた。關西水社會はさきに「水平運動暴壓反對關西水平社協議會」を組織し更に三月全國的協議會提唱したが關東水平社側の反對によつて流會し、延びくになつた全國大會は年末に至つて漸く開會されたものゝ肝腎の組織問題は未了のまま、混亂の中に幕を閉ぢざるを得なかつた。しかし、さうした中にも舊幹部派は再び前進しようとしてゐるし、全運動を一應舊水平運動の形態に引戻すことによる新たなる進展を明年度に期待させつゝある。

一 大 會

▲愛媛縣水平社第二回大會——二月十三日、三島町▲高岡郡東部聯合——水平社大會——二月二十五日、高知縣高岡町▲三重縣水平社大會——三月十日、松坂町▲關東水平社聯盟群馬縣水平社大會——四月四日、太田町▲關東水平社青年聯盟臨時大會——四月十六日、群馬縣小泉町▲長野縣水平社四周年記念大會——四月十七日、小諸町▲全國水平社香川縣支部大會——四月十九日、善通寺▲九州水平社第五回大會——四月二十六日、福岡市▲和歌山縣第五回水平社大會——五月十七日、和歌山市▲岡山縣水平社第五回大會——五月二十二日、岡山市▲兵庫縣水平社第六回大會——六月十八日、神戸市▲京都水平社第六回大會——十一月十五日、京都市▲關東水平社最高幹部會——十一月十八日群馬縣太田町

その他、協議會、郡部大會及び水平社主催演說會の如きは多數にのぼるがこゝに省略する。

▲全國大會——第六回大會は十二月三、四、兩日に亘り廣島市壽座において開催。尙これに先立ち十一月二十八日水平社臨時本部は廣島に移されてゐた。當日の議長松本治一郎氏、議案は次の如くである。一、宣言發表の件。二、規約改正の件(法規委員會附託)。三、學校内差別對策(具體方針は△學校内の別の一齊調査△學校内で水平社による差別糾弾講演會の開催△完全なる教育の機會均等△學校當局を糾弾すると共に縣學務課及文部省に對して嚴重抗議する事。原案可決)四、青年團、青年訓練所等に於ける差別對策の件(討論の結果、具體的方針を可決)。五、地方自治體内に於ける差別抑壓對策

六、神社佛寺祭典等における差別対策の件（政府及び西本願寺に嚴重抗議に決定）。七、差別的舊戸籍簿破棄要求の件（執行委員長から當該官廳に對し拋棄要求に決定）。八、廣島縣切串事件対策の件。九、軍隊内の差別対策の件（具體方針として軍隊内における糺彈權確立、將卒のための差別撤廢講演會開催、一部修正可決）。十、福岡聯隊事件対策の件（松本氏以下十一名の無罪要求決定）。十一、北原君直訴問題対策の件（六十八聯隊、陸軍大臣、當該軍法會議に對し抗議可決）。十二、津刑務所事件。十三、警保局普選パンフレット問題対策の件。十四、水平運動壓迫、警察政治絶對反對の件。十五、政府の差別撤廢策確立政策に對する態度決定の件。十六、政府の追放的移民政策反對の件。十七、部落民ファシズム化反對の件。十八、第二回差別撤廢デー舉行の件。十九、運動方針書作製の件。以上の中未審議の議案は議長から提案者を招き別室にて協議會を開いた。

二 差別撤廢運動その他

差別事件は本年においても可成の多數に上つてゐるが、これにはその主要なるもの、及びこの種事件關係の諸運動を摘録しておく。

▲福岡聯隊襲撃事件——福岡歩兵第二十四聯隊内において大正十五年一月以來頻發した差別的失言問題が紛糾し水平社同人と軍隊との間の確執が持久戰の状態にあつた矢先、同年八月九日田中聯隊長官舎爆破の未遂事件が起り、更に全國水平社執行委員長を中心に水

平社青年同盟及び全國無産者青年同盟が昨秋佐賀縣下に行はれた陸軍特別大演習にあつて留守中の福岡聯隊を爆破し、佐賀において攝政宮（當時）殿下に直訴する計畫があつたと稱する事件が起つた。この事件は本年一月豫審終結し、松本治一郎以下十二名に係る爆發物取締罰則及銃砲火藥取締法施行規則違反被告事件として第一回公判は五月二日より福岡地方裁判所に開廷された。被告等はみな悉く陰謀事實を否定したが、六月六日檢事求刑通り、松本治一郎、和田藤助兩名懲役三年六ヶ月、他の十名は懲役三年の判決言渡しがあつた。この控訴公判は十二月十四日より長崎控訴院にて開廷された。

▲賤稱削除陳情 岡山縣美作水平社は縣町村長會並びに各郡町村長會に對し舊戸籍簿中の賤稱削除方陳情書を送つた。

▲群馬縣邑樂郡の差別事件——三月同郡館林署の一巡查の侮辱的言辭から可成の紛擾を惹起したが、四月開催の縣大會の決議により知事及び警察部長に嚴談し、部長の聲明によつて一應段落をつけた。

▲三重刑務所長の差別事件——六月二十五日、中村所長が差別的言辭を弄した事件であるが、九月水平社代表は上京して司法大臣に抗議した。

▲『選舉法質疑』抗議——内務省警保局發行「選舉法質疑」の第一二條第八項に水平問題を諷刺する文字が記載されてゐたので全國水平社本部では直に上京委員をあげて當局に抗議した。その他、各所において本問題による當局糺彈運動が同人によつて起された。内務省は直に第八項の全文削除に決定した。九月。

▲三重縣松坂第一小學盟休事件——十月二十日同校兒童間の口論から差別問題が起り、水平社側では事實調査の末大會を開き、第一小學通學の同人兒童二百四十名をはじめ市内各學校を通じて四百名の同盟休校を執行し、休校兒童は臨時收容所にて教育を行つた。この事件は雙方代表の間に可成の折衝を見た後、十一月八日差別撤廢を期する種々の條項を盟約して解決した。

▲北原二等卒直訴事件——十一月十九日、濃尾陸軍大演習終了後名古屋東練兵場において聖上陛下觀兵式の御閱兵中、歩兵六十八聯隊の二等卒北原泰作が直訴を企てた事件は、請願令違反として軍法會議に付せられた。直訴文の内容は、軍隊内における「賤視差別の峻烈なること」及びそれが「陸軍當局の内訓的指示と視る事が至當」であることを訴へたものである。このため水平社は全国的に立つて北原二等卒のため嘆願運動を起し、全國水平社大會においては緊急議題として上程、その後も穩かなる運動をつづけた。

第八章 植民地に於ける運動

第一節 朝鮮

朝鮮における思想家運動は次第に明瞭なる形態をとりつゝあるも、猶ほ急轉向は見られなかつた。これには、第一回以來の共産黨事件の結果として中心勢力が起訴收容されてゐることが與つて力あるところであらう。民族主義運動が殆んど社會主義運動の中に解消されつゝあることは明かであるが、猶ほ朝鮮固有の現象たる民族主義の底流は、漸く政治運動へ

と轉廻しつゝある社會主義運動の中に時折その片鱗を表はしてゐる。従つて、この政治運動への轉向に對しては當局の壓迫が次第に加はつてきた。新幹會の如きは、このため政治結社運動を東京支部設置の上内地において行はんとする計畫を立てた。本年中の主なる事件は左の如くである。

▲正友會解散——思想團體中の中樞たる正友會は解散し、無産政黨樹立の方針に進んだ。(二月)

▲學生不敬事件——昨年六月故李王殿下國葬日當日萬歲騷擾不穩ピラ撒布をなした學生の控訴公判があつた。柳晃耀(懲役一年執行猶豫)李尖鎬其他十人(懲役一年、未決六十日通算)(四月一日)

▲衡平社創立五週年記念——四月二十五日、京城にて總會を兼ねて開かれた。

▲朝鮮プロレタリア藝術同盟臨時總會——四月五日、京城にて。

▲朝鮮社會運動中央協議會——五月十七日、鐘路青年會主催で同地青年會館で開かれたが、議案中の單一民族黨を組織し政治運動へ邁進の一項のため解散を命ぜられた。

▲大邱陰謀事件——昨年大邱市内の道廳、裁判所、その他官廳建築物を破壊し要路大官の暗殺を企てたアナ系栗原一雄外朝鮮人數名の陰謀事件公判は七月五日大邱地方法院において開廷、判決は北漢相外三名(懲役五年)、栗原外四名(同三年)、鄭命俊外三名(同二年)

▲平壤青年同盟創立大會——十月九日。

▲民衆運動者大會——十月二十二日より平南安州の青年會館にて開催。本大會には朝鮮各地の男女思想團體、東京の鮮人思想團體の

代表者等を集めて盛大なものであつたが、第一日目で解散を命ぜられた。

▲第一次朝鮮共産黨事件——大正十四年十一月朝鮮新義州における社會主義者の檢舉に端を發して曝露した朝鮮共産黨並びに高麗共産青年會の陰謀計畫は本年四月三年ぶりで豫審を終結し、九月十三日から京城地方法院においてその公判が開かれた。檢事の公訴事實によれば、この運動は大正十四年四月ごろから結成せられたる朝鮮共産黨と、馬山共産黨を併合した高麗共産黨（それらはソール青年會系を除く全鮮の社會主義團體の領袖百八十二名を網羅してゐる）とを主體とするもので、第三インターナショナルと連絡をとり朝鮮における共産社會の設立を目的とするものであつた。被告百一名、治安維持法違反、大正八年制令第七號違反、出版法違反、傷害及暴行事件、名譽毀損事件である。公判は辯護士團の裁判長忌避、辯護士辭任問題等曲折を経て二ヶ月繼續の後一段落をつげたが、本年中には判決言渡には至らなかつた。

▲間島共産黨事件——十月三日以來、間島各地における左傾鮮人百數十名に上る檢舉が行はれた。本件は上記第一次共産黨と同一系統にあるものらしいと見られた。

第二節 臺灣

臺灣における思想運動は、今尙ほ臺灣唯一の思想團體たる文化協會を中心とする有様であるが、同協會は本年度において急進派の著しい進出を見た。しかしその實際的活動として

は支部設置等のほか積極的のものは殆んど見られなかつた。

▲『文化協會の運動』

文化協會の分裂——文化協會は既に一二年前から急進、穩健二派の内紛があつたが、一月二日の理事會において、從來臺灣の文化運動を目的とした林猷堂、蔡培火、陳蓬源、溫渭水等の幹部派と、連溫郷、王敏川等を戴く無産階級運動を主唱する急進派とは愈々衝突し、溫健派が全部旗を巻いて退いた。よめに文化協會は無産階級運動にその全色彩を塗り替へるに至つた。同時に、從來の理事制を廢してサヴェート・ロシアに則る委員制度をとつた。

文化協會本部——二月二十八日臺中市寶町三丁目設置

文化協會支部——第一回大會を前にして、十月中文山郡部、臺北市特別支部、宜蘭郡部、嘉義郡部、臺南州支部、臺南市特別支部等の發會式を行つた。

全島代表大會——十月十七日臺中醉月樓にて舉行。

▲『臺灣民衆黨』——さきは無産青年一派のために驅逐された文協舊幹部連は、五月二十九日臺中において、地方自治完成を旗印とする「臺政革新會」なるもの、發會式を擧げ、その届出に際して「臺灣民衆」と改稱したが、綱領政策中に民族的反感をそよぶが如きものありとの理由で禁止を命ぜられた。そこで政綱政策を穩健に出直し七月十日臺灣民衆黨の名を以て臺中に發會式を擧げた。尙ほ年内において島内各所に支部發會式を見た。綱領政策は次の如くである。

【宣言】(略)【綱領】本黨は民本政治の建設確立と合理的經濟組織及び社會制度の缺陷の改除を綱領とす。【政策】(甲)政治一、州市街庄の

自治機關の民選及び付與議決權と其選舉法は須らく普通選舉制を採ることを要求す。二、實現集會結社を期し言論出版の自由の即時許可を要求す、臺灣人は島内に在つて新聞雜誌を發行す。三、學制の改革を要求す(略)四、保甲制度の改革(以前は撤廢であつたが改革と改む)。五、警察制度の改善を要求す。六、司法制度の改善及び陪審制度の實施を要求す。七、行政裁判法の實施を要求す。八、渡華の旅券制度の撤廢を要求す。(乙)經濟。一、税制の冗費節約の改革を要求す。二、臺灣金融制度の改革と農工金融機關の急設を要求す。三、生産者の利權を擁護し搾取機關及び制度を一切廢除すること。四、農會及び水利組合の改革。五、專賣制度の改革。(丙)社會一、農民運動勞働運動を援助し併せて社會的團體の發達を期す。二、男女平等之原則を確認し女權運動を援助し人身賣買に反對す。

▲『臺灣黑色聯盟事件』——文化協會員の一部分青年を以て組織されてゐる臺灣無産青年會員の中、内地無政府主義者と連絡し臺灣黑色聯盟なる秘密結社を結び之が宣傳加盟の勧誘を行つてゐたといはれる治安維持法違反被疑事件は、二月被疑者の檢擧を行ひ十一月豫審終結を見たが、有罪と決定したものは小澤一外臺灣人三名である。

▲『臺灣獨立陰謀事件』南京を本據として臺灣の獨立を陰謀し、同志會を組織してゐた元南京大學附屬中學堂學生吳麗水以下二名は、昨年八月に檢擧され、本年四月二十一日臺北地方法院において第一回公判に附せられ、治安維持法違反、出版法違反として吳麗水は懲役二年罰金貳拾圓に服罪したが、他の二名は控訴し、九月十六日高等法院において原審通り判決された。李振芳(懲役三年)、藍煥呈(懲

役二年、罰金貳拾圓)

第九章 社會主義的運動の

取締及び對策

社會主義的運動に對する當局の取締が次第に露骨になりつゝあることは言ふまでもない。而してその取締は既に勞働運動、學生運動等に對する政府の彈壓として夫々の章節において本年の趨勢を述べたところである。このほか本年度においては、社會主義的運動一般の取締りとして特に注目すべき法規その他による對策は見なかつた。たゞ當局が、潛行的形態へと走りつゝある共產主義運動に對し異常に神經的な態度をとつて來たことは、各長官會議における一般の空氣に窺はれるところである。

第一篇 反社會主義的運動

社會主義的諸運動の澎湃たる勃興につれ、この數年來反社會主義的諸運動も意識的に進展してきたが、本年においてもこの傾向は強化する一方であつた。特に、建國會その他の國粹團の如きは便衣隊を組織して勞農黨本部を襲撃する等の舉に出でたが、政府當局は其の取締を口にし乍ら殆ど期待し

得るほどの対策はとらなかつた。

第一章 青年團

一 青年訓練所

昨年七月に閉所せられた全國における青年訓練所は、本年末現狀では公立一五、三八九、私立一三四といふ數に上つてゐるが、その實際の成績は概して振はなかつた。文部省の實地視察調査の報告本年末を摘録すれば左の如くである。

一、概して農村は入所數も出席率も良好であるが、大都市（東京、大阪、名古屋）漁村及び日稼人の多い土地は悪い。大都市の成績の悪いのは雇傭關係と功利主義の點にある。良成績の縣は鹿兒島、熊本、福岡、山口、廣島、岡山、兵庫、岐阜、愛知、静岡、新潟、山形、岩手、群馬の十四縣である。

一、公立訓練所數一五、三八九▲青年訓練所一二、九八二▲實業補習學校を混へて居るもの二、四〇七▲職員數八二、四二八▲主事一三、一四九▲學校職員三九、一三四▲在郷軍人二五、三三五▲その他四、八一〇▲青年訓練を受けてゐる數一、〇九六、八七五

一、私立青年訓練所數一三四▲職員一、〇三三▲青年訓練を受けてゐる數一一、〇〇三

一、未設置地。▲町四（千葉二、高知一、沖繩一）▲村九〇（京都一、大阪一、兵庫一、和歌山一、鳥根一、愛媛二、高知三、長崎一二、宮崎二、鹿兒島一、沖繩四、長野一、福井六、石川一九、富山二、金澤一、東京一八、千葉一、秋田一、岩手六、北海道六）▲町村學

校組合四（東京一、石川二、沖繩一）

大阪の如きは成績最も悪く、實際の出席率は平均四〇%を降る有様である。そこで、大阪はじめ各地方には「青年訓練委員會」が組織され極力その發達助成に力めてゐる。宇都宮市青訓振興會の如き「青年訓練所は入所せざる者は炭礦工場等においてなるべく雇傭せざることを諒解を得ること」等を決議したと傳へられるものゝ如きは寧ろ注目に價するであらう。尙ほ明年度青年訓練費補助金も百萬圓である。

二 大日本聯合青年團

謂ゆる青年團はその發生においては必ずしも反動的な結成といふことはできないが、青年訓練所の成立とともにこれに牽制されて從來の漠然たる團體觀念が次第に意識的になりつゝあると同時に、その意識は急速に反動的傾向を辿るであらうやうに思はれる。既に本年四月の第三回大會において、この青年訓練所との關係は重要な問題となつてをる。即ち「青年訓練所設置以來一般青年の修養は劃期的に進境を示しつゝあり、この期に際し青年團としてその據るべき綱領と指導要目とを設定」するの議案が「慎重審議」されたのも明かにこの傾向を物語つてゐる。

尙ほ青年團の現況については、第四部第四篇第一章社會教育の章に述べられてあるが故にこゝには詳記しない。因に大

國粹團體及反社會主義團體一覽

(團體名)	(事務所々在地)	(創立年月)	(主張及目的)	(出版物)	(幹部氏名)	(備考)
日本國粹社	東京市麴町區平河町六ノ五	大正一一、	建國精神の發揚	國本新聞	平沼騏一郎	
大日本國粹會	東京市麴町區下二番町十一	大正八、一〇、	皇室主義	國粹の日本	鈴木喜三郎 高橋光威郎 中安信三郎	本支部數九十二 會員百萬ト稱ス
大日本國粹會	東京市赤坂區表町一〇三	大正一二、	同上	雄叫	木田伊之助	
大日本國粹會	大阪市北區堂山町	大正一一、	同上		野口榮次郎	
大和民勞會	東京市淺草區	大正九、		法律世界	藤代天放	
皇國會	東京市外三河島子ノ神	大正九、	演藝による思想善導	建國運動	上杉慎吉	
建國會	東京市		天皇中心政治	建國新聞	赤尾敏	
國風會	東京市				上泉德彌	
大東文化協會	東京市			大東文化	平沼騏一郎	
大日本赤化防止團	東京市赤坂區溜池町二	大正一一、一一、	皇國主義普及運動	論戰、協棒、	米村嘉一郎 金輪義雄	
大化會	東京市牛込區加賀町二ノ五四	大正八、一二、	武術鍛練		岩田富美夫	
縱橫俱樂部	東京市外下戶塚五一〇	大正一二、	思想善導政治教育宗教の向上	縱橫	森傳	
大同聯盟	東京市京橋區丸屋町五	大正一四、一〇			金子島高踏	
經倫學盟	東京市小石川區大塚坂下五四	大正一二、		經倫學盟叢書	上杉慎吉	
行地社	東京市小石川區大塚町二五	大正一三、	復古主義	日本	大川周明	
浪人會	東京市麴町區永田町二ノ八六	明治四一、			頭山滿	

內治外交作振同盟	同右	昭和三	思想對支問題作振	同盟報	內田良平
黑龍會	東京市赤坂區新町五ノ七	明治三四	對外硬國家主義強調	亞細亞時論 (休刊中)	內田良平
新日本協會	東京市外大久保百人町三一七	大正一〇、 五、一、	思想善導	共存	山本悌二郎
大乘會	東京市	大正九、三			田中舍身
大正赤心團	東京市深川區久平町二ノ九	大正一一	國家社會主義	赤心	森健二
國土同盟會	東京市赤坂區青山南町六ノ八三	大正一二	ユグヤ人問題研究赤 化ロシア膺懲		內藤順太郎
赤誠會	東京市赤坂區溜池町	大正一二	思想宣傳運動	大鷗	杉山治
大行社	東京市外日暮里渡邊町	大正一三	精神的國家改造	パンフレット リフレット	清水行之助
國民軍事研究團	東京市赤坂區田町七ノ五	大正一一	國家主義軍事研究		蜷川新
愛國青年社	東京市麴町區飯田町一ノ七	明治四三	全國青年指導	(雜誌名) 不明	岩谷直次郎
大民俱樂部	東京市麴町區準町二八	大正五	政治教育宗教淨化	大民	花田半助
日本主義同志會	東京市牛込區原町一ノ五八	大正一四	日本國有精神の體得	日本思想パ ンフレット	宮村平治郎
皇道義會	東京市赤坂區仲町二一	大正七七	武士道鼓吹		石井三郎
大日本皇國會	東京市小石川區茗荷谷一〇四				肥田常助
日本正義團	大阪市東淀川區豐津西通一ノ三七	大正二五、一一	道德本位社會改造	正義時報 單行本	酒井榮藏
紫雲莊	東京市麴町區內幸町一丁目商興ビル		軍國主義財團膺懲	青年立國	橋本徹馬
青天會	東京市麴町區有樂町三ノ一	大正一五		日本新聞	小川平吉
明德社會	東京市芝區田村町七	昭二、三	王道霸權主義	明德論壇	鹽谷慶一郎
一新社	東京市				滿川龜太郎

大日本殉國會	東京市本郷區森川町一	大正一五、二	殉國	増井潤一郎
修養國	東京市外代々木	明治三九、二		蓮沼門三
勤王聯盟	東京市	大正一三、一	忠君愛國、天皇中心	鈴木勇
秋水會	東京市外代々木山谷一七一	大正一三、七	勤王	寺田稻次郎
天業青年團	東京市下谷區櫻木町一	大正一二、一	日蓮主義救國	田中智學

備考—草々の間に單に參考までに作製したる爲め脱漏の點多かるべきを信ず。大方の叱正をまつ次第である。